

第 83 回文化審議会国語分科会（Web 開催）・議事録

令和 5 年 3 月 10 日（金）
13 時 00 分 ～ 14 時 10 分
文部科学省 3 階・3F2 特別会議室

〔出席者〕

（委員）沖森分科会長（国語課題小委員会主査）、浜田副分科会長（日本語教育小委員会主査）、森山国語課題小委員会副主査、石黒、是川、近藤、西條、仙田、滝浦、田中、戸田、中江、永田、長山、成川、西村、根岸、福田、札幌、古田、真嶋、松岡、村上、村田、毛受、山口、善本各委員（計 27 名）
（ゲスト）「日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議」西原座長

（文部科学省・文化庁）圓入国語課長、中村地域日本語教育推進室長、
武田主任国語調査官、相田日本語教育評価専門官、
三浦地域日本語教育推進室長補佐、鈴木国語調査官、町田国語調査官、
松井日本語教育調査官、北村日本語教育専門職 ほか関係官

※ 沖森分科会長及び事務局は、3F2 特別会議室にて参加。

〔配布資料〕

- 1 第 82 回文化審議会国語分科会議事録（案）
- 2 国語分科会で今後取り組むべき課題（報告）（案）
- 3 「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループの検討状況報告
- 4 日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）

〔参考資料〕

- 1 文化審議会国語分科会委員名簿（第 22 期）
- 2 令和 5 年度予算案参考資料（文化庁国語課）

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 2 前回の議事録（案）が確認された。
- 3 沖森分科会長（国語課題小委員会主査）から、配布資料 2「国語分科会で今後取り組むべき課題（報告）（案）」を用いて、国語課題小委員会における審議について報告があり、報告に対する質疑応答及び意見交換が行われ、配布資料 2 について了承された。
- 4 浜田副分科会長（日本語教育小委員会主査）から、配布資料 3「「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループの検討状況 報告」を用いて、日本語教育小委員会における審議について報告があり、報告に対する質疑応答及び意見交換が行われ、配布資料 3 について了承された。
- 5 「日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議」西原座長から、配布資料 4「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）」について説明があり、説明に対する質疑応答及び意見交換が行われた。
- 6 事務局から、参考資料 2「令和 5 年度予算案参考資料（文化庁国語課）」を用いて、国語課の令和 5 年度予算案について説明があり、説明に対する質疑応答が行われた。

- 7 持ち回りの文化審議会において、取りまとめられた国語分科会の報告や審議経過等が報告されることが確認された。
- 8 今期最後の国語分科会の閉会に当たり、圓入国語課長から挨拶があった。
- 9 各委員の発言及び事務局からの説明は次のとおりである。

○沖森分科会長

定刻となりましたので、ただ今から第 83 回文化審議会国語分科会を開会いたします。本日は、御多用のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染防止のため、今回もオンラインでのウェブ会議としての開催となります。何かと御不便をお掛けしますが、よろしく願いいたします。

今期最後の国語分科会ですので、国語課題小委員会、日本語教育小委員会、それぞれの審議状況について経過報告をしていただき、その後、意見交換をしたいと考えています。

まず、今期の国語課題小委員会の審議状況について、同小委員会主査である私から御報告いたします。配布資料 2 「国語分科会で今後取り組むべき課題（報告）（案）」を御覧ください。

国語課題小委員会では、今後 5 年から 10 年ほどを見通し、国語分科会として取り組むべき国語施策における課題について審議してきました。

前の期である第 21 期においては、「国語に関するコミュニケーション上の課題（報告）」を国語課題小委員会における審議経過の整理としてお示ししました。

この中では、国語施策の経緯を概観するとともに、日本語を用いたコミュニケーションを難しくする支障が、現在、どのような場合に生じているのかを整理しています。その上で、国語分科会で今後取り組むべき課題の候補を、「現行の内閣告示に関するもの」、「新たなよりどころ・指針の作成について検討すべきもの」、「提言等を行うことについて整理すべきもの」に分けて、まとめていました。今期は、これらを更に整理し、国語分科会で今後具体的に検討すべき課題を六つの事項にまとめています。

それでは、配布資料 2 の最後のページ、11 ページを御覧ください。この報告の概要に当たる部分となります。

課題の一つ目は、「ローマ字のつづり方に関する検討」です。昭和 29 年に内閣告示として実施された「ローマ字のつづり方」は、その後も特に手を入れられることなく、現在に至っています。小学校では、内閣告示に基づいて、いわゆる訓令式を中心とした学習が続いています。一方で、社会生活で目にするのは、ほとんどの場合、いわゆるヘボン式のつづりになっています。現在、ローマ字がどのような場面でどのように用いられ、どのような混乱が生じているのか、まずは、実態を調査し把握したいと思えます。その中で、それぞれのつづり方の特徴や意義などを整理し、分かりやすく示すとともに、今後の社会生活に資するため、統一的な考え方を示すことも視野に入れて検討することとしています。

なお、ローマ字のつづり方に関する検討は、既に今期から審議を開始しており、関係者からのヒアリングなどを進めています。

二つ目の課題は、「外来語の表記に関する検討」です。「外来語の表記」は、平成 3 年に内閣告示として実施されてから、既に 30 年以上が経過しています。その後も外来語は、増加の一途をたどっており、外来語の表記に関する状況にも変化が生じている可能性があります。まずは、現状を把握するための調査によって実態を整理した上で、もし、既に手当てが必要な状況にあることが明らかになった場合には、見直しを行うことが考えられます。

三つ目の課題は、「語彙に関する施策の在り方の検討」です。これまで、国語施策は、直接的に語彙を扱うということをしてきませんでした。今回の整理では、日本語によるコミュニケーションを円滑にするための語彙を身に付けるという観点から、何らかの検討が行えないかということが取り上げられました。

ただし、語彙の問題は、対象として非常に大きいため、仮に検討する場合は、間口を広げ過ぎないような工夫が必要です。そこで、まずは入り口として、常用漢字表の在り方を整理するところから、語彙に関する施策の在り方について検討してはどうかというのがこの三つ目の課題となっています。例えば、語彙を身に付けることに資するという観点から、常用漢字のそれぞれを使ってどのような語を作れるかに着目し、常用漢字表の中に、使用頻度が高く、多くの語の構成要素となる基礎的な漢字の集合を更に定めることや、手で書けるようにすべき漢字、情報機器で適切に選択し活用できるようにすべき漢字といった分類を行うといったことが話題となっています。

今回の報告では、語彙に関する施策の検討という観点から常用漢字表に触れていますが、常用漢字表自体が、改定から12年を経ていますので、いずれ次の改定を検討すべき時期がやってきます。より望ましい漢字表の在り方について、早い段階から検討し準備するということも強く意識しながら、この三つ目の項目に取り組みたいと考えています。

四つ目は、「用語全般の扱いに関する指針等の検討」です。抽象的な表現になっていますが、具体的には、専門用語をめぐる専門家と一般の人々間でのコミュニケーションの在り方、また、配慮ある用語の在り方についての検討などを想定しています。例えば、インターネットを介した情報交換が主たるものとなった現在においては、専門家と非専門家の境界が実感されにくくなり、一般の人に向けての情報発信という意識が薄いままに専門用語が用いられることが多いとの指摘があります。今後、各分野において、専門用語に関するコミュニケーションのための方策を検討してもらうためにも、一般向けに示す情報において、言い換えや説明を付けるなどの配慮をどのように行うかについて、参考とするための基本的な考え方や手順等を、国語施策の観点から示すことなどが想定されています。

五つ目は、「国語に関する社会的問題の把握と整理」です。国語課題小委員会では、多くの方々に関係するような、国語に関する今日的な社会問題とでも言うべき課題にも注目してきました。例えば、コミュニケーション様式の変化やSNSの普及などにより、これまでの書き言葉が大きく変化したり、言葉が社会的な分断の要因となったりするような状況が生じていないか、また、外国語によるコミュニケーションの必要性が重視されるようになる中で、国際的に通用する言語としての日本語をどのように普及し確かなものとしていくべきかといった問題です。今、幾つか例を挙げましたが、今回の報告では、当初、社会的問題と考えるものを具体的に絞り込んで提示することも検討しました。しかし、結果としては、問題を選定するところから、今後改めて議論するよう提案しています。今後の社会状況の変化を観察しながら、国語に関する課題のうち、多くの方に影響するような社会的問題となっているものを見極め、「国語に関する世論調査」などを活用して実態を把握し、国語施策の観点に基づいて問題を整理することが考えられます。

最後に六つ目は、「国語に関する社会的問題をめぐる提言等の検討」です。五つ目に挙げた社会問題の把握と整理を行った上で、その改善に寄与するような提言ができないかを考えるというものです。これまでも、文化審議会として、また、国語分科会として、「これからの時代に求められる国語力について（答申）」、「分かり合うための言語コミュニケーション（報告）」といった提言がなされてきました。今後の社会状況から生じてくる課題のうち、重要な課題を見定め、それを対象として、過去の答申や報告に準ずるような提言ができないか、検討を行うことが考えられます。

以上、国語分科会で今後検討すべき国語施策に関する課題として、国語課題小委員会が取りまとめた六つの論点を紹介いたしました。来年度の審議でも、ローマ字のつづり方を中心に扱っていく予定です。まだ、議論は緒に就いたばかりであり、具体的な方向性が定まっているわけではありません。今後、より詳しく検討することになるかと思えます。

なお、ローマ字のつづり方をはじめ、いずれの論点の検討においても、まずは、必要な調査を実施し、現在の一般の社会生活における、それぞれの課題の実態を適切に把握することが大切です。調査については、事務局で予算の準備をしており、来年度はローマ字に関する審議を進めながら、ローマ字のつづり方と外来語の表記に関する調査を実施する予定であると伺っています。今後、六つの論点に限らず、審議を進めていくに当たっては、適切な調査によって議論の根拠となるようなデータを積み上げるとともに、国民の意識を把握する上で、「国語に関する世論調査」などをうまく活用することが大切です。調査については、国語分科会としても可能な範囲でその内容に関わるなど、協力していきたいと思えます。

以上、国語分科会で今後検討すべき課題についての国語課題小委員会における審議の内容について御報告しました。これからの5年から10年ほどの間に国語施策として取り組むべき課題について、現段階での考え方をまとめたものです。これは、今後の検討事項を拘束しようとするものではありませんが、まずは、こちらを参考に進めていければと考えています。

来期は、既に審議に入っているローマ字のつづり方について引き続き取り組むこととなります。この問題は、これまで約70年もの間、着手しないうえにできたものです。今後の社会生活に資するような考え方を示すことができるよう、慎重かつ積極的に審議を進めてまいりたいと思えます。

以上、今期の審議内容が、今後の国語施策の行き先を照らすものとなることを願いながら、説明を終わりにいたします。

それでは、ただ今の私の説明について、何か御質問、御意見等があればお願いします。

○松岡委員

配布資料2の8ページ目、5の「(2)社会の変化によって生じる今日的な問題」というところです。「国際的に通用する言語としての日本語」、それから、「日本語を母語としない人々を広く受け入れていく上でどのような施策が必要であるか」といったところが、私が所属している日本語教育小委員会との連関が非常に強いかと思えます。この辺り、どのように議論がされているのか、もう少し御説明いただけないでしょうか。

○沖森分科会長

この課題については、国語課題小委員会だけで議論するものではないのではないかとすることは重々承知してはいますが、日本語教育小委員会との間の連携なども必要となってくるかと思えます。その際には、どのような連携ができるのかといったことも含めて、この課題を扱うときに改めて御相談したいと思えます。

○松岡委員

国語課題小委員会の中でどういうことが話題に上がったのか、具体例をお示しいただけると有り難いです。

○沖森分科会長

現時点では抽象的な形での議論であって、まだ具体的な意見、見解といったものが出てきた記憶はありません。どなたか、私はこう言いましたというような記憶があれば御発言いただければと思います。

○西條委員

以前、議論が始まる前に、課題としてどのようなことがあるかといったことについて、アンケートのようなもので聞かれて、個々に回答したことがありましたが、その後、具体的に議論をしたという覚えはありません。

課題を決め打ちする前に、もう少し広く、どういう課題があるのかを拾っていく作業をしようといったことを沖森主査はおっしゃったのだらうと思います。

○沖森分科会長

議論の進め方としてどういう課題があるかということをも最初に挙げていったというところからの整理ということでした。

○松岡委員

ありがとうございます。

○沖森分科会長

それでは、ほかに御質問はございますでしょうか。

(→ 挙手なし。)

では、国語課題小委員会からの配布資料2、「国語分科会で今後取り組むべき課題(報告)」について、国語分科会としてお認めいただけますでしょうか。

(→ 国語分科会、了承。)

ありがとうございます。

次に、日本語教育小委員会の審議状況について、同小委員会の主査である浜田副分科会長から御説明をお願いいたします。

○浜田副分科会長

今期の日本語教育小委員会では、「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループを設置して検討いたしました。配布資料3「「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループの検討状況 報告」を御覧ください。

まず、本ワーキンググループ設置の経緯について簡単に御報告いたします。

日本語教育小委員会では、令和元年度から、ヨーロッパ言語共通参照枠、いわゆるCEFRの2001年版を参照しつつ、「日本語教育の参照枠」についての検討を始めました。そして、令和3年10月に、この国語分科会の報告として、「日本語教育の参照枠(報告)」を取りまとめていただきました。この参照枠を踏まえ、令和4年1月に、「「日本語教育の参照枠」の活用のための手引」、同3月には、日本語能力評価ツール「にほんご チェック！」を作成しまして、文化庁日本語教育コンテンツ共有システム(NEWS)にて公開するなど、同参照枠の周知・普及に努めているところです。

また、「日本語教育の参照枠」の検討と並行して、「日本語教育の参照枠」で示した言語能力記述文、いわゆるCan doのほかに、分野別の言語能力記述文として、生活分野のCan do—「生活Can do」と呼んでいます—の作成を令和元年度から進めてきています。今年度末までには、約800項目のCan doを公開する予定となっています。

さらに、令和4年度より2年間の計画で、「日本語教育の参照枠」を活用した教育モ

デルの開発も進めていて、現在、「生活」、「就労」、「留学」の三つの分野について教育モデルの開発が進んでいるところです。

一方、ヨーロッパでは、CEFR（2001）以降、CEFR（2020）、いわゆるCEFRの補遺版—コンパニオンボリューム（Companion Volume）と呼ばれているもの—が取りまとめられました。これを受けて、2001年版のCEFRには含まれていなかった新たな観点、概念、要素について検討する必要が生じてきました。そこで、令和4年度は、「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループを設置し、年間5回、有識者によるヒアリング等を行いました。

本ワーキンググループでは、次の二つの点について検討をしています。一つ目、主にCEFR（2020）で示された言語能力記述文（Can do）や新たな概念等を日本語教育の文脈においてどのように扱っていくかを検討することです。二つ目、政府の外国人材の受入れ・共生に関する新たな方針等を踏まえ、日本語教育の施策を推進するに当たって必要となる考え方や指標等、今後新たに検討が必要な事項等について整理することです。

令和4年度の検討状況としては、CEFR（2020）に取り上げられている新たな概念や、諸外国における参照状況などについてヒアリングを行い、課題の洗い出しを行いました。全5回のヒアリングの内容と検討状況については、配布資料3にお示ししたとおりです。

最後に、令和5年度—来年度の主な検討項目（案）について御説明いたします。

「・CEFR（2020）で新たに示された内容の概観」。

「・日本語能力観について」は、2001年版と比べ、言語能力観の拡大や修正といったものが既に確認されています。

「・仲介に関する言語活動・異文化間能力に関する説明及び指標」。言葉の産出、表現、受容、理解、やり取りといったようなものに加え、仲介という新たな概念が提案されています。また、異文化間能力についても提案がされていますので、新たに説明及び日本語教育としての指標を考えるということです。

「・新たに示された言語能力記述文を活用した学習活動と言語学習環境の設計と評価」について。

「・日本語教育におけるCEFR（2020）に関連する取組の事例」。

そして、「・日本語教師の養成及び研修について」。

こういった項目が検討事項として挙げられていますので、来年度、検討を進めていきたいと考えています。

以上が、「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキングの検討状況の御説明です。

○沖森分科会長

ただ今の御説明について、何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

○西條委員

この新しい概念である「仲介」というのはどういうことなのか、教えていただけないでしょうか。

○浜田副分科会長

御質問、ありがとうございます。

詳しくは事務局からお願いします。

○松井日本語教育調査官

「仲介」という概念について、簡単にですが御説明いたします。

一番分かりやすいものとしては、翻訳や通訳があります。それぞれ言葉が分からない二人の方がいるときに、日本語と例えば中国語、ポルトガル語などを使ってコミュニケーションする能力、これが「仲介」と呼ばれています。

あるいは、概念の仲介とも言っていますが、日本の文化、就労の慣行といった考え方などについても仲立ちをしてコミュニケーションを図っていくというところも「仲介」には含まれています。「仲介」という概念は非常に広い概念ですので、日本語教育の文脈において、この「仲介」というものを日本語能力としてどのように扱っていくのかということについて検討を進めてきた、というのが今年度の成果です。

○西條委員

ありがとうございます。

日本語教育だけでなく国語能力としても大事な概念かと思いました。

○沖森分科会長

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

(→ 挙手なし。)

それでは、意見交換はここまでということにいたします。また、来年度も、引き続き審議を継続されるということですので、よろしく願いいたします。

次に、「日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議」にて取りまとめられた報告について、有識者会議の西原座長から御説明をお願いいたします。

○西原座長

昨年も、11月の国語分科会におきまして、日本語教育に関する新たな制度の検討状況の結果報告をさせていただきました。それに続いて、本年1月25日、最終的に、「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて(報告)」として、報告書を取りまとめました。そのことについて、今日は御報告申し上げます。

本有識者会議は、昨年5月末から議論を開始しまして、本年1月までに8回の議論を行いました。報告に当たり、昨年12月から約1か月にわたって、報告書案に対する意見募集を実施しました。その意見を反映して、先日、1月25日の会議で最終的に取りまとめました。

意見募集では、903件の御意見を頂きました。複数の意見を出された方もいますので、項目としては1,597項目という多くの御意見を頂戴しました。そのことについて御報告申し上げます。配布資料4「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて(報告)」を御覧ください。昨年12月にお示ししたのは報告のたたき台ということでしたが、それからの変更点を中心に、御説明します。

1ページ目の「はじめに」において、意見募集の結果を踏まえ、日本語教育を取り巻く環境に係る記述を追加しています。いわゆるそもそも論を追加しているということです。意見募集において、日本語教育関係者以外の方に日本語教育の重要性をもっと周知してほしいという御意見を頂きましたので、そこを丁寧に展開しました。

続いて、本報告の柱となる日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度に関する詳細についてです。11ページに、「日本語教育機関の認定制度に関すること」という記述があり、12ページ以降には、具体的な認定基準、審査基準等の方向性として、枠の中に記述しています。更に詳細な基準等については、今後、審議会等において、引き続き御審議いただくということになっています。よろしく願いいたします。

次に、15 ページを御覧ください。今回の制度について、新たに認定対象となる大学留学生別科について記載を加えています。意見募集の中に、別科の特性を生かしてほしいという御意見を頂きまして、留学生別科における日本語教育の実態を把握の上、今後とも皆様から御意見を頂きながら、引き続き検討を進めていきたいと思っております。

続いて、19 ページに、認定日本語教育機関の「認定の手續等」、「認定を受けた日本語教育機関に関する情報の公表」について記載しています。情報公表事項のうち、早期に学習目的を達成した者について、従来、中退者として扱われていたのですが、それについても記載を工夫しています。

20 ページ以降は、「日本語教師の国家資格に関すること」について記載しています。特に 27 ページに記載している「日本語教員の登録に関する経過措置」について、意見募集で非常に多くの御意見を頂戴しました。これは元来、新しく登録日本語教員として登録されるべき、これから教育される人たちについて展開している議論だったのですが、現職の日本語教師の方々が、この登録日本語教員になるために様々な措置が考えられます。その辺をもう少し詳しく議論してほしいという意見に応えたものです。

この点について、39 ページの別紙 8「登録日本語教員の資格取得ルート(イメージ)」で、現時点での案をお示ししました。意見募集において多く御意見を頂いたのは、現在日本語教師として勤務している方への経過措置を一定期間配慮してほしいというものでした。昨年 11 月に御報告したときには、現職日本語教師については、教育実習を免除するとともに、一定の要件を満たす民間試験—具体的には日本語能力検定試験というものでした—に対する経過措置について記載していました。その後、意見募集での御意見も踏まえ、有識者会議でも更に検討を行いました。そして、現職日本語教師で、大学、大学院や民間の養成課程を修了した方についても、講習の修了をもって試験の一部を免除するという経過措置の対象とする方向性を今回お示ししています。経過措置として実施する講習については、平成 12 年あるいは平成 31 年の文化審議会報告において追加された内容を中心とし、今後、養成課程や試験内容等に合わせて検討されることと思っております。また、経過措置として履修する講習の最後には、受講内容の定着を確認するための試験を設けることを予定しています。

なお、今回、ここにお示ししている資格取得ルートは、飽くまでたたき台です。今後、関係者の皆様から御意見を頂きながら、引き続き検討が続いていくものと考えています。

また、意見募集においては、経過措置の対応に関連して、試験の実施回数や、養成課程の中で行われる試験①、試験②の実施回数、会場数について、過去に行われてきた日本語能力検定試験のように年 1 回、会場は 10 か所ぐらいというようなことではなく、もう少し回数を増やし、会場も増やしてほしいというような御意見を頂戴しました。このことについても、検討が続いていくと考えています。

30 ページ以降は、「4. 新たな制度に必要な基盤整備等」として、関係省庁との連携等について記載しています。具体的な関係省庁との連携については、71 ページ、「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」の活用について」に記載していますので御参照ください。日本語教育の充実のために、今回の新たな制度を様々な場面で活用していただけるよう、関係省庁間で連携して進めていただければと考えています。

この有識者会議報告では、昨年度の有識者会議報告を受けて、日本語教育機関の認定制度や日本語教師の資格制度の在り方について、更に具体的に取りまとめて提言としています。今後は、本報告で示した方向性に基づき、審議会等において充実した議論が進められていくことを期待しています。

日本語教育の転換期となる新制度の創設に向けて、本報告をもって方向性をお示ししました。最後になりますが、報告書の表題にもあるとおり、この報告が日本語教育全体の質の維持向上に資するものとなって、多くの日本語教師の方々の活躍や外国人に

対する日本語教育の環境が充実されることを願っています。

以上、御報告とさせていただきます。

○沖森分科会長

ありがとうございました。ただ今の御説明について、何か御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

(→ 挙手なし。)

「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて」、御報告いただきました。

次に、「その他」の案件として、現在の関係施策の検討状況について、事務局から御説明をお願いします。

○圓入国語課長

先ほど西原座長から御報告いただいた有識者会議に関連して、補足の御説明をいたします。

まず、現在の法案の検討状況についてです。2月21日、法案について閣議決定がなされたという状況です。この後、国会の中で、御審議いただく予定です。法案の中では施行日を令和6年4月1日ということで記載しています。飽くまで仮定のことですが、法案成立後のスケジュールとして、来年度の秋冬には法案に基づく政省令など、より具体的な点について、審議会での御意見も頂きながら、検討を進めてまいりたいと考えています。

また、日本語教員の方の経過措置については、いわゆる国家資格について3年や5年という例が多いのですが、意見募集でも、「なるべく長く、5年にしてほしい」という御意見が非常に多くあり、経過措置の規定について5年が書かれています。

内容については、この有識者会議の方向性に沿った形で大枠は条文化されていますので、改めての御説明は省略させていただきます。そのほか記載されていることとしては、外国人日本語教育に関して、多くの御意見を頂きまして、今回の制度の内容や今後の運用を考えますと、文化庁から文部科学省に所管を移すという趣旨での改正を附則で行うこととなっています。所管が移った後も、文化庁、文部科学省で様々な面において連携しながら、今後の国語、日本語教育施策での更なる充実について、対応してまいりたいと考えております。

そうした今後の見通しについては、国会審議後になるかと思いますが、改めて審議会の場で御説明・御報告をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、参考資料2「令和5年度予算案参考資料（文化庁国語課）」を御覧ください。1ページ目に、国語課で担当している事業の一覧を掲載しています。予算案の段階では、全体として、国語施策も日本語教育施策も予算増という状況です。

4ページを御覧ください。国語施策全体についての資料です。先ほど沖森分科会長からお話があったように、今後取り組むべき課題について御審議いただいたことを踏まえ、幾つか新規の事業を挙げています。事業内容の「調査及び調査研究」にある、ローマ字使用に関する実態調査、外来語の表記に関する実態調査です。

次に「国語問題研究協議会」のところですが、国語問題研究協議会は、昭和25年から継続している重要な事業ですが、これまで主に学校の国語教師など教育関係の関係者の方々を対象に国語施策の周知を図ってまいりました。今後取り組むべき課題についての御報告にあったように、今後、社会生活に資するようなことについても御議論いただくということで、仮称ですが、「国語課題懇談会」という新規の事業を挙げています。例えば地方自治体や大学、マスコミの皆様、関連業界、関係者の皆様を対象に、今

後の国語に関する課題について共有し、多くの方々からも御意見を頂けるような場を新たに設置するという事です。こういった場も活用しながら、国語分科会のより実りある御審議につなげていただければと考えております。

次に、危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業のところでは、数字の上では昨年度より減となっておりますが、実際の内容については継続するように考えています。アイヌの関係で、国語課と別の担当部署があり、そこで一体的に実施した方が効果的であるものを移管するという趣旨です。そういった関係部署と連携し、アイヌ政策の中で一体的に、アイヌ語の保存・継承に関する事業をこれからも進めてまいりたいと考えております。

7ページを御覧ください。「外国人等に対する日本語教育の推進」ということで、関係の事業を一覧にしています。大きく二つに分けているうち、一つ目に「日本語教育の全国展開・学習機会の確保」とあります。ここで、令和元年の日本語教育推進法に基づきこれまでも進めてきたものについて、幾つか予算拡充となっております。

そのうちの一つは、「外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進」です。これは後ほど御説明しますが、増要求の背景としては、地域の自治体で受託いただいている事業の箇所数が増えるという見込みがあったこと、地域の日本語教育のコーディネーターの配置を計画的に進めていただいているということがあります。そのほか、日本語教育小委員会でも御議論いただいた内容を踏まえた要求というものもありますので、後ほど御説明いたします。

大きな二つ目は、「日本語教育の質の向上等」という柱です。こちらの主な背景としては、日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議の方向性を踏まえた対応、それから、国会に提出している法案に関して今後必要な基盤整備といったようなことを踏まえての増要求となっております。

8ページ、「外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進事業」について、「事業内容」を御覧ください。「1. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進」については、令和元年、17件からスタートしましたが、現在、今年度実績で48件、地方自治体、都道府県や政令指定都市に受託いただいています。昨年度来のヒアリングの中で、来年度、また新規で実施を希望する自治体の見込みを踏まえ55件に増えるということで、新たに増要求となっております。

(1)について、重要な「総括コーディネーター」、「地域日本語教育コーディネーター」の方々の配置を順次進めています。既に始めている自治体の皆様に、地域を計画的に指定しながら配置を進めるという取組をいただいています。この人数の見込みを踏まえ、増要求となっております。

また、「(2) 地域の日本語教育水準の向上」については、主にICTの活用や教材作成ですが、新規としては、日本語教育小委員会でも御議論いただきました「日本語教育の参照枠」、「生活 Can do」を参照した質の高い日本語教育」と、日本語教育の習得レベル・時間数について提言いただいたものを踏まえた取組を新たに実施していただける地域への補助があります。これは、今まで2分の1の補助率で事業を進めてきましたが、最大3分の2と補助率を上げた形で新たな対応となっております。

(3)は、自治体の皆様にも御案内しています。専門人材ということで、例えば日本語教師の方々を配置いただく、あるいは、大学や日本語学校といった、専門的な日本語教育のプログラムを組んでいただける機関と地方自治体の皆様が連携する形で、日本語教育小委員会でも御提言いただいた日本語教育の質の維持向上に資するような取組を新たに始めていただけるようなものとなっております。

来年度、どのようなことになるかということについては、まだ地域の違い、環境の違いということもあり、すぐに増えていくのは難しいという御意見もありましたが、まずは、今回、御提言いただいたことを踏まえた取組ということで、是非皆様にも御関心

をお持ちいただければと考えています。

9 ページを御覧ください。増要求としては、「2 ICT教材の開発・提供」があります。これまでも順次、対応言語数を増やしてきましたが、来年度については、日本語教育小委員会の御提言を踏まえた対応として、「日本語教育の参照枠」に基づく「生活 Can do」を踏まえて、生活場面の動画コンテンツを追加し、また、需要が高い言語ということで、今回はフランス語の追加を予定しています。こちらについては、昨年度からオンラインによるセミナーを開催しており、参加いただく方が非常に多くなっています。このセミナーなども継続して、多くの方々に活用いただきたいと考えております。

新規の要素があるものということで、3 ページ先の 12 ページ「日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業」を御覧ください。

真ん中の「(2) 現職日本語教師研修プログラム普及事業」については、令和元年に成立した日本語教育推進法に基づき、順次、プログラムの開発を進め、皆様にも大変御協力いただいた事業で、多くの現職の方に参加いただいているところかと思えます。こちらについては、今回、国会に提出した法案なども踏まえ、その成立後については、きちんと日本語教師の方々がキャリアを形成できるような、現職者向けの研修という位置付けで御議論いただいたところですので、継続事業ということで引き続き充実を図っていききたいと考えています。

(1) と (3) は、新規事業です。「(1) 日本語教師養成・研修推進拠点整備事業」の方向性は、有識者会議で御提言いただきました。令和元年度から継続の事業、新しく日本語教育小委員会でお示しいただいた方向性、新しい法律の制度と、様々な動きが出てきます。そういったことを各地域で現場の皆様にも共有いただく場として、対象機関は大学や大学院等専門機関で、地域のニーズを踏まえながら、日本語教師養成や研修の担い手育成、プログラムの開発や研修をしていただくということでのネットワークを構築していただけるような場として全国 6 ブロックでのスタートを考えております。

「(3) 日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修事業」も新規です。こちらにも有識者会議で御意見を頂いたこと、それから意見募集でも多くの方々から頂いた御意見を踏まえて、例えばオンデマンド研修などを含めた、潜在的日本語教師一数が足りないと言われている日本語教師の方々の復帰・参加を促すような研修を開始するというものです。

13 ページ「資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上」の「事業内容」の「1. 日本語教師試験等の運用のための環境整備」を御覧ください。これは、先ほど有識者会議の御報告にあった試験です。有識者会議で頂いた御意見を踏まえ、来年度は試行試験の実施を考えています。対象者は、全国で約 3,000 名、会場数は、予算の関係もありますが、全国 5 か所程度です。多くの学校や大学の皆様に、御参加・御協力いただければと考えています。どのような試験になるのかということについて多くの方々からお問合せを頂いていますが、その点はまだこれからで、平成 31 年までの国語分科会での御議論を踏まえて試行試験につなげていきたいと考えています。具体的には、国会審議がある程度進んだ後、国語分科会や有識者の方々の御意見を頂きながら、試行試験の準備に入っていきたいと考えています。

「2. 日本語教育機関の認定制度等の運用のための環境整備」を御覧ください。新たに整備する日本語教育機関の認定制度について、認定を受けた機関の情報を国が多言語で公表するという点を検討いただいています。多言語でインターネット等を活用して発信をするということは、法案にも書かれています。まずは、実際に制度運用に必要な情報を掲載するサイトの構築と検証を来年度スタートしたいと思っています。

また、このサイトでは、例えば認定を受けようとする日本語教育機関や、日本語教師

の方々による登録日本語教員の登録の申請、また、大学やいわゆる 420 時間の養成機関の登録申請において、オンライン上で電子申請できるようにするなど、申請する方々の御負担を軽減するという観点も含め、サイトの構築をしていきたいと考えています。

あわせて、多言語で情報発信をしていくということと、現場の皆様にも、NEWS の様々なコンテンツをお作りいただいておりますが、外務省や厚生労働省などの関係省庁でも様々なコンテンツを開発していて、そういったものを一元的に皆様に見ていただけるようなサイトにしていくべきであるという御意見も頂戴しています。そういったことをまとめて、多言語情報発信サイトをより良いものにしていく検討を進めていきたいと考えています。

最後に、17 ページ「条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育」を御覧ください。これも増要求となっております。昨今のウクライナ避難民の方々の支援については、今の時点では、例えば地域の日本語教育の体制づくり事業での支援として、出入国在留管理庁と連携しながら、オンラインの日本語教育プログラムを提供するというところを進めているところです。これまでの受入れの状況などを考えますと、ウクライナの方だけではなく、他国の方々にも御支援が必要ではないかという見込みの下で増要求となっております。

以上、最近の動向も踏まえながら検討している予算を中心に御説明いたしました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○沖森分科会長

ありがとうございました。

それでは、何か御質問等ありましたらお願ひいたします。

(→ 挙手なし。)

それでは、本日、こちらで用意しました議事は以上となります。これまでのところで、何か言い残したことがあれば、御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(→ 挙手なし。)

特にないようであれば、事務局から連絡事項等があればお願ひいたします。

○武田主任国語調査官

今期最後の文化審議会総会が 3 月の下旬に持ち回りで開催されるよう予定されています。そこで、国語分科会として、本日、御検討、おまとめいただいた報告、審議経過などについて報告をしていただくことになっております。

また、国語分科会としては、今回が今期最後になりますので、本日の議事録につきましては、案ができたところでお送りいたします。一旦、確認いただいて、その修正を反映したものをもう一度確認していただいて、確定としたいと思っております。御理解、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○沖森分科会長

それでは、圓入国語課長から閉会の挨拶をお願ひいたします。

○圓入国語課長

本来であれば、文化庁次長の杉浦から御挨拶させていただく予定でございましたが、本日、国会審議で対応していて間に合わず、大変申し訳ございません。恐縮ではございますが、私から御挨拶させていただきたいと思っております。

沖森分科会長、浜田副分科会長はじめ、本日は、西原座長もお越しいただきまして御報告いただきました。委員の皆様におかれましては、両小委員会及びワーキンググループでの御審議を含め、それぞれのテーマについて熱心に御審議いただき、誠にありがとうございました。

本日、国語分野におきましては、「国語分科会で今後取り組むべき課題」の報告ということで、今後5年から10年を見通した、国語分科会として取り組むべき国語施策における課題について、また、日本語教育分野におきましては、2020年に公表されたヨーロッパ言語共通参照枠の補遺版を受けて検討いただいている、「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループの検討状況について、御報告いただきました。

また、前回に続き今回も、「日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議」の報告について、西原座長に御参加いただき、御報告いただきました。

御案内のとおり、国語は、正に文化の基盤であり、その重要性は増していくばかりでございます。また、外国人に対する日本語教育については、今回の国会で、日本語教育の適正かつ確実な充実を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案が2月21日に閣議決定され、これまで以上に、それぞれの様々な場面での充実を期待されているところかと思えます。

国語課題小委員会では8回、日本語教育小委員会では7回、ワーキンググループでは5回にわたり、本当に精力的に御審議いただいたことに、改めて御礼を申し上げます。

本日で、今年度第22期国語分科会の審議は終了となりますが、今後とも引き続き、国語施策、日本語教育施策について、御指導、御協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、ありがとうございました。

○沖森分科会長

ありがとうございました。

以上で、今期の国語分科会は最後ということになります。この1年間、新型コロナウイルス感染の状況下、委員の皆様方には御不便な中、様々に御助言、御尽力いただきまして、今期も無事終えることができました。ここに改めて、心より感謝申し上げます。

それでは、これで、第83回文化審議会国語分科会を終了いたします。本日は、お忙しい中、御出席くださり、誠にありがとうございました。